

○上天草市病院事業管理者の給料の臨時特例に関する条例

平成25年6月28日条例第30号

上天草市病院事業管理者の給料の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間
(以下「特例期間」という。)において、上天草市病院事業管理者の給料を減
ずる措置を講ずるため、上天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条
例(平成19年上天草市条例第9号)の特例を定めるものとする。

(給料の額の特例)

第2条 特例期間における上天草市病院事業管理者の給料月額、上天草市病
院事業管理者の給与及び旅費に関する条例第2条の規定にかかわらず、同条
に定める額から、当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

(端数計算)

第3条 この条例の規定により給料の支給に当たって減ずることとされる額を
算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り
捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。